

議第56号

高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年5月14日

高島市長 福井正明

高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高島市国民健康保険税条例（平成17年高島市条例第311号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号中「災害」を「災害等」に改める。

付則に次の見出しおよび2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

20 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項第1号に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同号の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯内の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯内の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下この号において「事業収入等」という

。)の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯内の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯内の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯内の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

21 前項の場合における第26条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税について適用する。